

見守り活動のすすめ

～見守り活動指針～



〈目次〉

■ はじめに	P 1
■ 本書の構成と概要	P 3
第1章 見守り活動とは		
1-1 見守り活動の目的及び活動の基本的スタイル	P 5
1-2 見守り活動を必要とする人、気がかりな人とは（活動の対象者）	...	P 9
1-3 見守り活動の方法	P11
1-4 見守り活動の担い手	P13
1-5 見守り活動の留意点	P15
第2章 見守り活動を地域で広げていくためのポイント（事例紹介）		
2-1 見守り活動の対象者を把握する手法（見守りを必要とする人の把握方法）	...	P17
2-2 見守り活動を進める工夫	P21
2-3 見守り活動を充実していくための手法	P25
2-4 見守り活動を通じた緊急時の体制づくりを進める手法	P29
■ 参考資料		
・見守り活動検討会の協議経過等について	P31
・見守り活動検討会委員名簿	P32

はじめに



地域社会では、住民同士のつながりが希薄化しつつあるなかで、一人で抱えきれないアクセシビリティがきっかけとなり、自殺や孤立死、介護疲れや育児不安による虐待等多様な問題が後を絶ちません。

また、近隣から見ると課題を抱えていない世帯に思えても、買い物や通院、草取り、ゴミ出しなど、日常生活を維持する上でのちょっとした手助けを必要とする世帯が増えています。こうした世帯の多くは、家族の病気や災害時などの急な出来事が起きたときの対応の仕方に不安を感じています。

これらの問題は、少子高齢化、核家族化等により、家族の中で助け合って問題を解決していく力が弱まっていることに深く関係しています。また、急速な高齢化が進み、高齢者の単身世帯や高齢者夫婦のみ世帯が増えており、自分達で解決したくても解決しづらい状況になっています。

こうした状況のなかで、福祉の輪づくり運動が目指している「住み慣れた地域で誰もが安心して心豊かに暮らし続けることができる地域づくり」を実現していくためには、福祉サービスの充実にあわせ、住民相互のつながりづくりを進め、地域の中で支え合える仕組みづくりを進めていくことが強く求められています。

とりわけ、地域の中での「あいさつ」や「声かけ」などが活動の中心となる見守り活動は、地域住民が日常生活の中で無理なく行える住民相互の支え合いの活動として重要な意味をもっています。なぜなら、見守り活動で行う住民同士の「あいさつ」や「声かけ」の積み重ねが、地域で暮らし続けたいという気運を育み、共に支えあってつながりを実感できる地域になるからです。

また、つながりが実感できる地域社会になることで、悪質な訪問販売等の不審者が近寄りづらい地域になるなど、地域の安心や安全につながります。さらには、活動に参加することで、地域の中で自分の役割をもち、地域の一員であるという実感を得られることが、お互いの存在を認め合うことにもつながっていきます。

本指針は、住民の皆様にご覧いただき「見守り活動とはどのような活動か」、「なぜ今、見守り活動が必要なのか」をお伝えし、一人でも多くの方々に見守り活動への関心を高め、見守り活動の輪に加わっていただくことにより、住民同士がお互いにつながりを実感し合えるような地域づくりを進めていきたいという願いのもとに作成したものです。

指針には、これから見守り活動を始めの方達に向けて、見守り活動の基本的な進め方を掲載するとともに、各地で行われている活動の事例等を紹介しています。

地域住民の皆様には、見守り活動の輪がさらに広がるきっかけとして活用いただけると幸いです。

最後に本冊子を作成するにあたり御協力いただいた地区社会福祉協議会、福祉員の皆様に感謝申し上げますとともに、検討会委員並びに九州大学大学院高野和良委員長にお礼申し上げます。

平成 24 年 3 月
社会福祉法人 山口県社会福祉協議会



本書の構成と概要

？ 見守り活動とは？

見守り活動の目的を考えよう！

見守り活動とは・・・

「あいさつ」や「声かけ」、「生活の様子を気にかける」といった活動を通じて、住民同士が共に支え合って暮らし続ける地域づくりを進めることです。

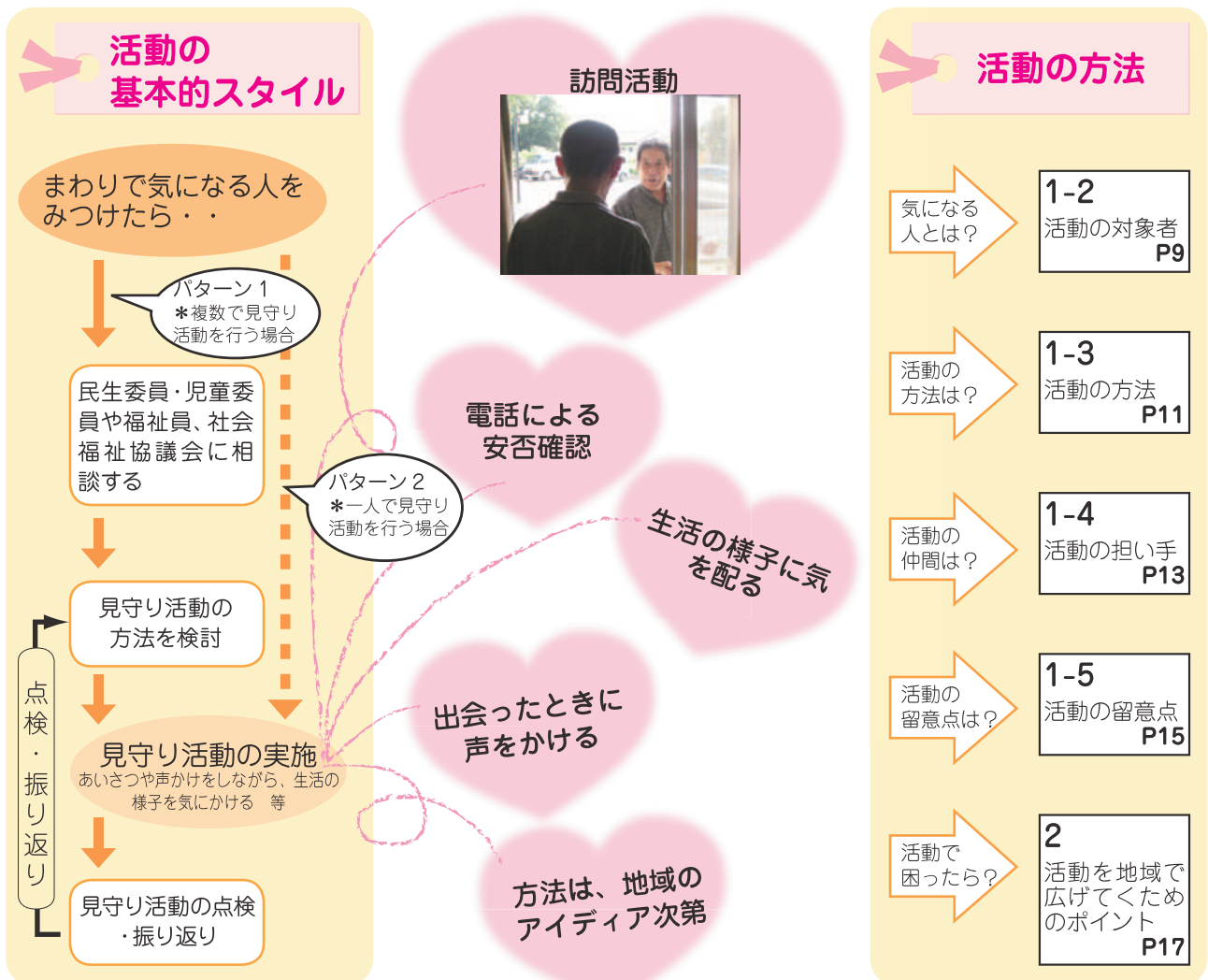
→ 詳しくは P 5

日頃から
あいさつを交わし、
お互いに顔が見える
関係ができれば、
安心感につながるね



？ 見守り活動とはどのような活動？

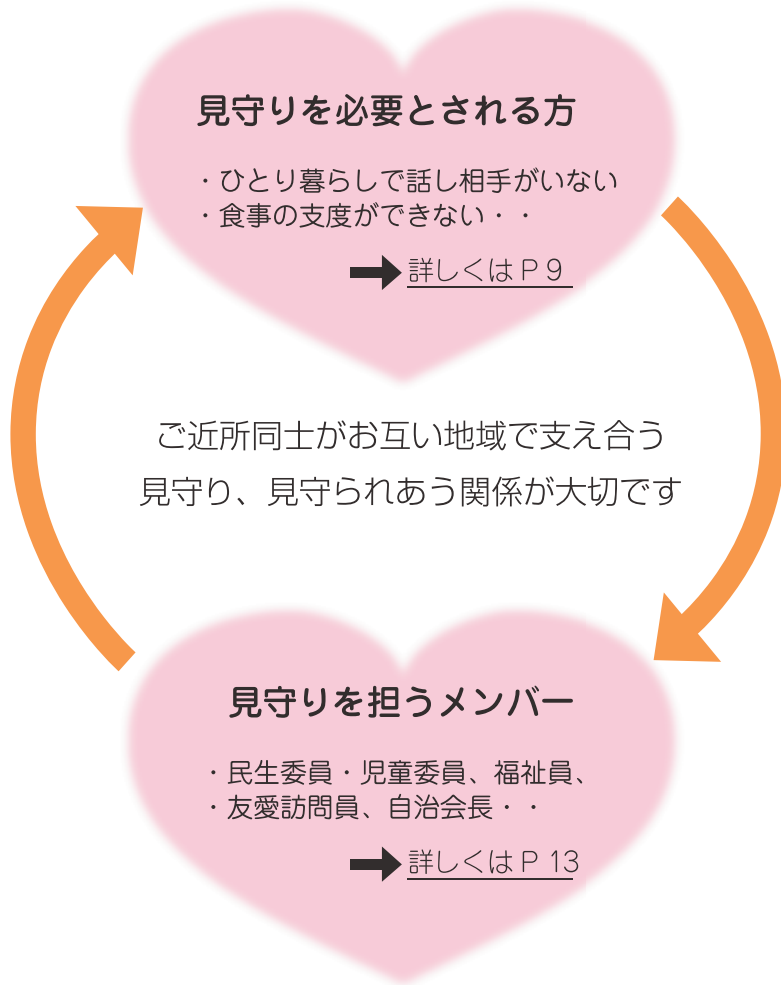
基本的な活動スタイル&方法は・・・！



→ 詳しくは P 5

？ 見守り活動の参加者とは？

地域に住む私たちです



？ 活動で気をつけることは？

- ・対象者のプライバシーに配慮すること
- ・お互いに無理のない活動を行うこと
買い物代行や預貯金の払出し、送迎など、負担となることを依頼された場合は、一人で悩まずに民生委員・児童委員や社会福祉協議会に相談しましょう

→ 詳しくは P 15

活動を広げていく

ポイント

2-1
対象者を
把握をする手法

→ 詳しくは P 17

2-2
活動を
進める工夫

→ 詳しくは P 21

2-3
活動を充実して
いくための手法

→ 詳しくは P 25

2-4
活動を通じた緊急
時の体制づくりを
進める手法

→ 詳しくは P 29

第1章 見守り活動とは

1-1 見守り活動の目的及び活動の基本的スタイル

□活動をはじめる前に、自分自身を確認してみましょう！

点検項目	現状を記入	○×
○向こう三軒両隣の方々の顔がわかりますか。		
○ご近所同士が地域で出会ったときに、挨拶をし合う関係ですか。		
○年に1回程度は、地域住民が集まる行事や催しがありますか。		
○新聞が何日も溜まっていたり、気がかりなことがあるときに、ご近所同士が声をかける関係ですか。		
○あなたが困ったときに、相談したり、助けを求める関係の人はいますか。		

上記のチェック項目は、あなたの地域とのつながり度合いを確認するためのものです。あなた自身の地域とのつながり度合いはいかがでしたか？

見守り活動の目的は、地域の中で手助けを必要としている人や気がかりな人を対象とし、民生委員・児童委員や福祉員などの地域福祉活動関係者や地域住民が、「あいさつ」や「声かけ」、「生活の様子を気にかける」などといった活動を通じて、住民同士が共に支えあって暮らし続ける地域づくりを進めることです。

民生委員・児童委員の訪問調査や近隣住民からの「地域で気がかりな人がいる」という相談により、地域の中で人との交流が上手くできずに孤立している方を発見し、見守り活動の輪につなげたという事例も少なくありません。

たとえば…



①
68歳男性、妻に先立たれ一人暮らし、近隣とのかわりが少ない。



②
妻が亡くなったあとは、無気力となり家に閉じこもりがちな生活。



③
近隣住民から民生委員・児童委員に、地域の中で孤立しており気になるという相談があった。

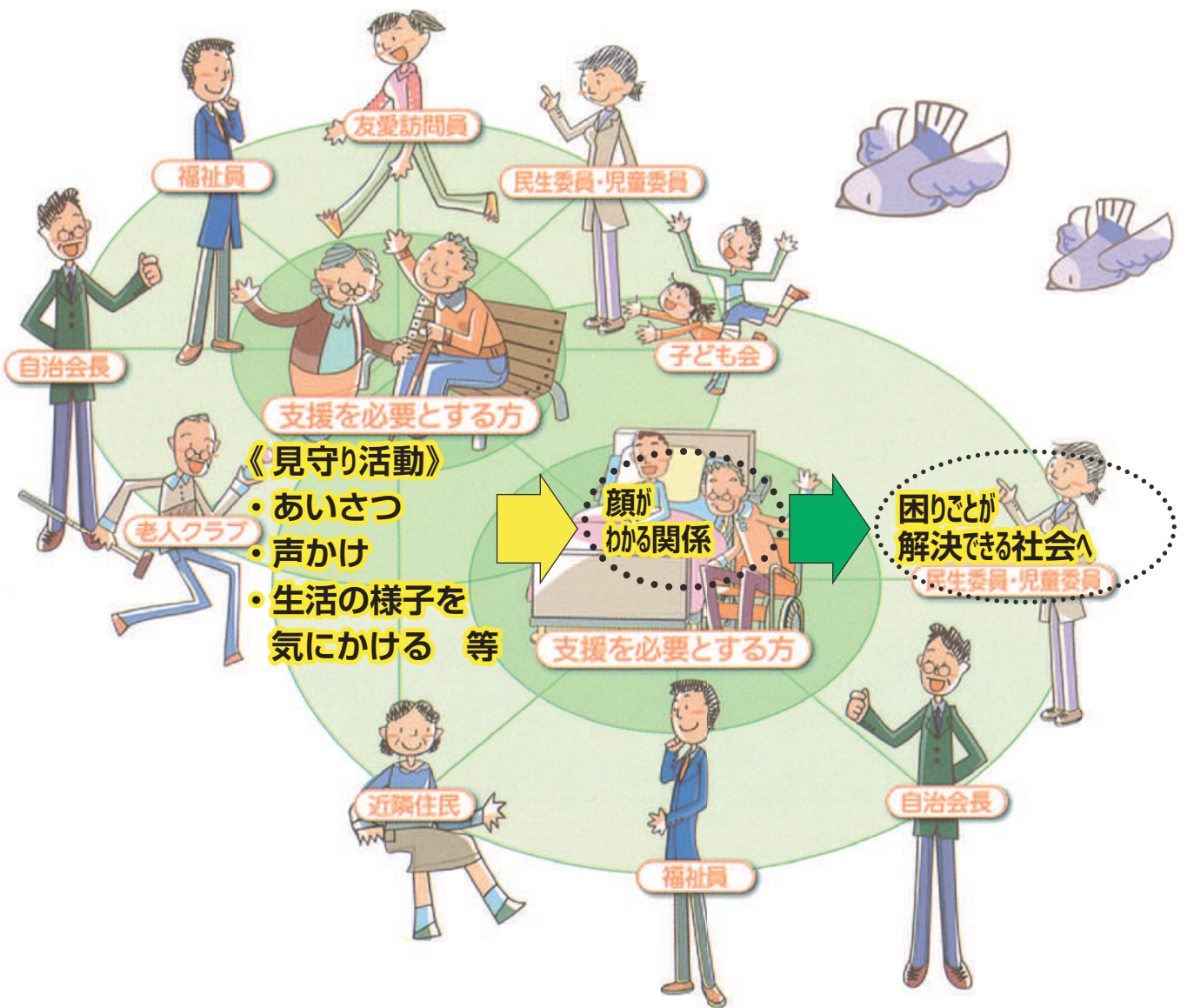


・民生委員・児童委員は、男性宅への訪問活動を続けるなかで、山登りが好きだということを知り、地元の登山サークルを紹介。

・登山サークルの活動をきっかけに、外での交流も少しずつ広がっている。

「あいさつ」や「声かけ」、「生活の様子を気にかける」などといった見守り活動は、住民同士がつながりあうきっかけや手段に過ぎませんが、住民同士が共に支えあって暮らし続ける地域づくりを進める上で、とても大切な活動です。

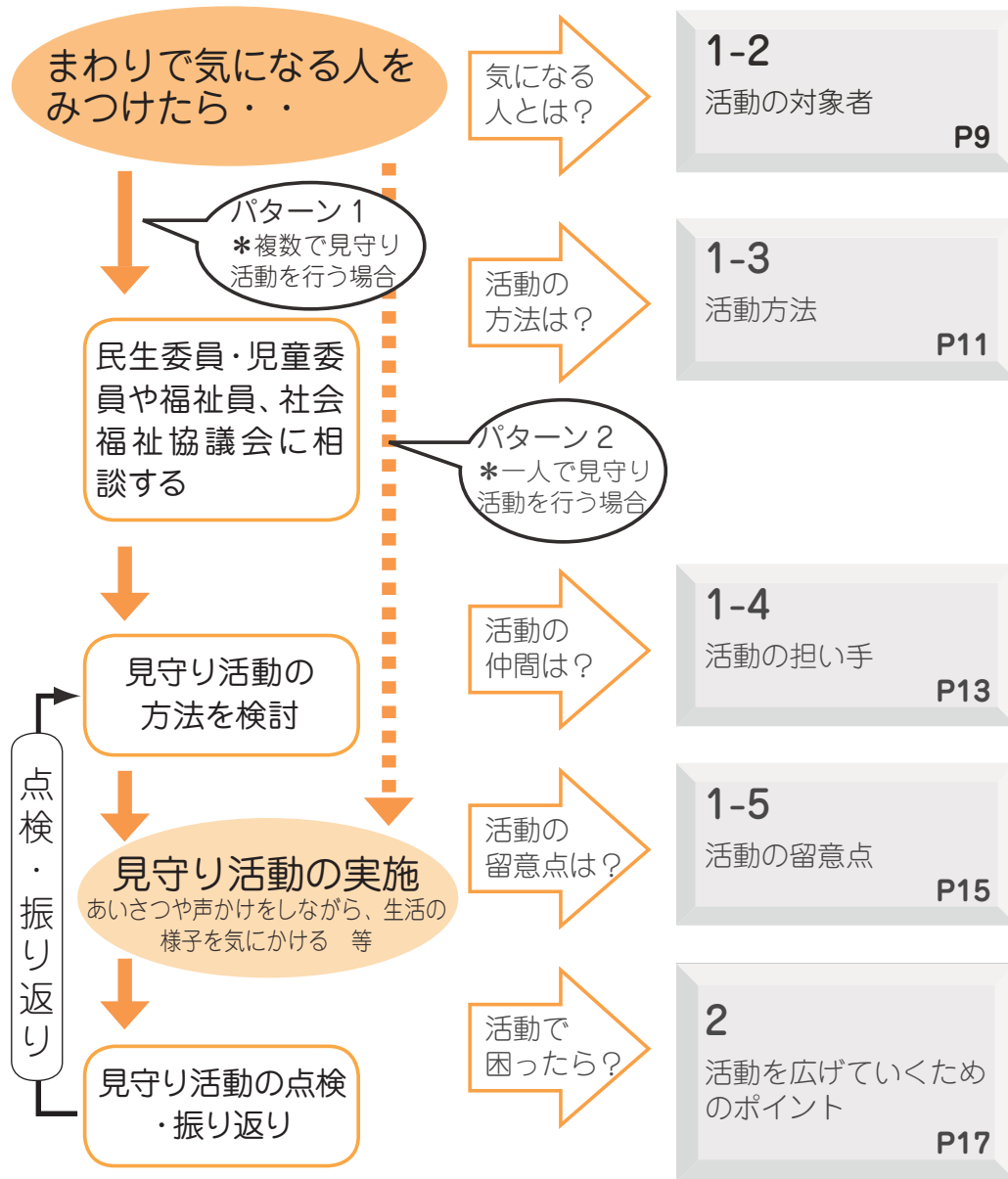
お互いに見守り、見守られ合う共助の仕組みであるということを念頭におき、お互いが負担や不安を感じないように、心地よい関係を築いていきましょう。



活動の基本的なスタイル

見守り活動とはどのような活動でしょうか？

見守り活動は、地域の特性に応じて実施されていることから、活動スタイルは様々ですが、ここでは、見守り活動の基本的なスタイルをわかりやすくご紹介します。



このように、見守り活動の基本的なスタイルは、「民生委員・児童委員」、「福祉員」などの地域福祉活動関係者と地域住民が、地域の中で気になる人を見つけたとき、「大丈夫かな?」、「何か困っていることはないかな?」という気持ちになり、日常生活の中で、「あいさつ」や「声かけ」を通じて、気になる人の生活の様子に気を配ることです。また、ご近所同士がお互いに地域で支え合って暮らしていこうという気持ちをもつことが、活動の出発点です。気になる人（見守り対象者）の意向を尊重しながら活動を進めることが大切です。

福祉員の多くは、地域の中で気になる人を見つけたとき、民生委員・児童委員等に相談しながら活動を進めているようです。活動を無理なく継続していく上では、活動者同士が定期的に活動を点検し、振り返るなどの話し合いの場をもつことが大切です。

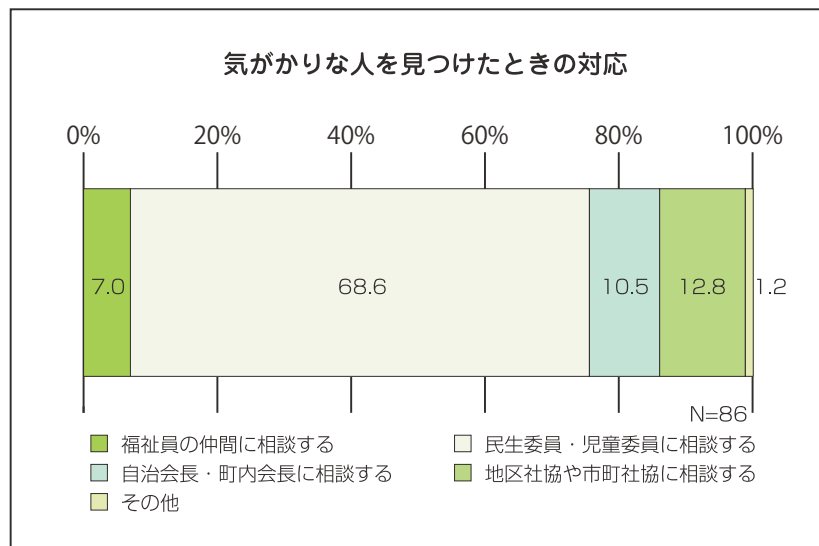


見守り活動の実態 あれこれ

☆福祉員が地域で気がかりな人を見つけたとき、どのように対応している？

福祉員としての活動を行う中で、気がかりな人を見つけたときの対処としては、「民生委員・児童委員に相談する」が7割近く（68.6%）で中心となっています。これは、見守り活動における民生委員・児童委員の存在感の大きさを示す結果です。

割合としては小さいですが「地区社協や市町社協に相談する」（12.8%）、「自治会長・町内会長に相談する」（10.5%）が続いています。



出所：山口県社会福祉協議会,2012,『山口県内見守り活動に関する実態調査』

1-2 見守り活動を必要とする人、気がかりな人とは(活動の対象者)

□活動をはじめる前に、チェックしてみましょう！

点 検 項 目	現状を記入	○×
○地域で「気がかりな人」はいませんか。		
○対象者の年齢だけでなく日常生活の状況を加味し、見守り活動の可否を判断していますか。		
○地域で「気がかりな人」がいたとき、誰に相談したらいいか知っていますか。		
○地域で気がかりなことがあったときに、民生委員・児童委員や社会福祉協議会に相談できるような関係性がつくられていますか。		

見守りを必要とする人、気がかりな人とはどのような人でしょうか？

多くの地域では、見守りを必要とする人、気がかりな人について、概ね下記のような「日常生活の状況による目安」や「世帯の状況や心身の状況による目安」を手がかりにしながら、見守り活動の対象者を決めているようです。しかし、普段は見守りを必要としない若い世代の人々や元気な高齢者でも、災害時や家族の病気など突発的なことが起こったときには、手助けを必要とする場合もあります。

このように、見守り活動を必要とする状況は、年齢や世帯の状況、心身の状況などに影響を受けることが少なくありません。しかし、急な出来事により手助けを必要とする状況になる可能性は誰にでもあり、地域の中では、担い手も受け手であり、また受け手も担い手であるといったお互いに見守り見守られあう関係づくりが大切です。

見守りを必要とする人、気がかりな人（活動の対象者）の目安

日常生活の状況による目安

- 1) ひとり暮らしで話し相手がない。
- 2) 食事の支度や、毎日の買い物・通院等日常生活で困っている。
- 3) 子育てで悩んでいることがあるが、近くに相談できる人がいない。(育児に不安を抱える人)
- 4) 介護保険を利用したいが手続きがわからない。
- 5) 福祉サービスを利用していて不満に思うことがあるが切り出せないでいる。
- 6) 訪問販売等で、断り切れずに商品を買わされて困っている。
- 7) 日常的な金銭管理に不安を感じている。
- 8) 怒鳴り声がする家。

など、日常生活をする上で課題を抱えており、本人や家族だけでは解決が難しい人。

世帯の状況や心身の状況による目安

- 1) 高齢者
例)・65歳以上の独居 ・75歳以上の二人暮らし ・昼間独居高齢者 等
- 2) 障がい児・者(身障手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳保持者等)
- 3) 心身の疾患者(認知症、寝たきり等)
- 4) ひとり親世帯
- 5) 生活困窮者 等

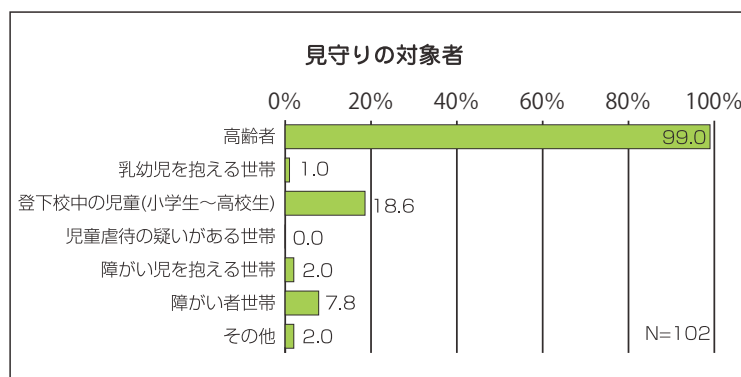


見守り活動の実態 あれこれ

☆福祉員が、見守り活動を行っている対象者はどのような人？

見守り活動の対象者としては、「高齢者」(99.0%) が圧倒的に多く、「登下校中の児童(小学生～高校生)」(18.6%)、「障がい者世帯」(7.8%)などは、わずかな割合となっています。

地域の高齢化を反映して、高齢者に対する見守り活動が広く取り組まれている結果ですが、登下校時の児童の見守り、障がい者世帯への見守り活動の取組は、地域社会に大きな安心感をもたらしています。見守り活動の対象者の広がり地域社会の実態に応じて検討することも今後の課題です。

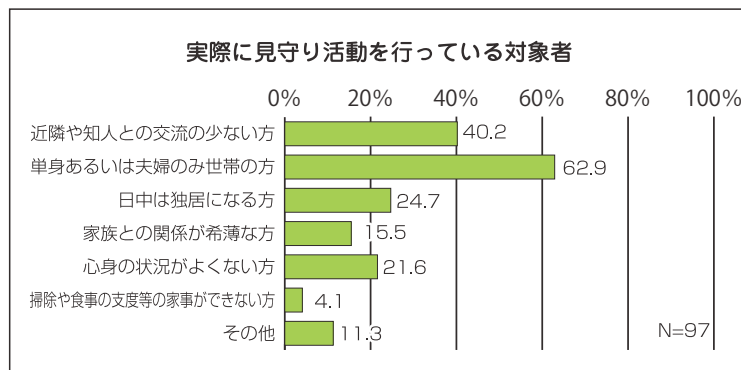


出所：山口県社会福祉協議会,2012,『山口県内見守り活動に関する実態調査』

☆福祉員が、実際に見守り活動を行っている対象者の状況は？

実際の見守り活動の対象者は、「単身あるいは夫婦のみの世帯の方」が6割強(62.9%)となり、次いで「近隣や知人との交流の少ない方」(40.2%)、「日中は独居になる方」(24.7%)、「心身の状況がよくない方」(21.6%)の順です。

調査では「単身あるいは夫婦のみの世帯の方」という選択肢を用いましたが、実際の見守り活動の対象者の多くは、単身高齢者世帯ではないかと思われます。単身世帯と並んで夫婦のみの世帯も増加しつつあるなかで、夫婦のみの世帯を見守り活動の対象とすることも十分に考える必要があります。



出所：山口県社会福祉協議会,2012,『山口県内見守り活動に関する実態調査』

★活動対象者をどのように把握したら良いかお悩みの方は・・・

⇒「2-1 見守り活動の対象者を把握する手法」(P17)を参照してください。

1-3 見守り活動の方法

□活動をはじめる前に、チェックしてみましょう！

点検項目	現状を記入	○×
○地域で「あいさつ」や「声かけ」を意識的に広げていく取組がありますか。		
○見守り活動の受け手が負担に感じるような活動になっていませんか。		
○活動者に無理のない活動スタイルになっていますか。		
○「随時見守りが必要な人」については、見守り体制の確認や緊急時の確認を行っていますか。		
○見守り活動の中で困ったことがあったり、気がかりなことがあったときに、相談や報告をする人がいますか。		

見守り活動は、「あいさつ」や「声かけ」、「生活の様子を気にかける」、「定期的な訪問活動」や「電話による安否確認」など、それぞれの生活スタイルや対象者の状況に応じた活動方法により進められています。様々な活動方法がありますが、住民同士が共に支え合って地域で暮らし続けることを目指すという活動の目的から考えると、見守り活動を必要としている人の状態や意向に沿った形で活動を進めることが大前提となります。

また、参加するメンバーがお互いに無理のない形で活動できるよう、活動の方法や参加メンバーの呼びかけ、役割分担などについて、地域の中で十分に話し合いながら進めていくことが大切です。

さらに、住民の見守り活動だけでなく、既存の公的なサービス等を利用することで、様々な問題を抱えても地域の中で生活することが可能になった事例もあります。

活動の方法の例

- 1) 訪問活動
 - ・3日に1回程度の訪問
 - ・月に1～2回程度、一人暮らし高齢者等の支援を必要とする人の自宅を訪問する友愛訪問を実施。
 - ・弁当の配食と併せた訪問活動
 - 2) 電話による安否確認
 - ・「お元気ですかコール」
 - 3) その他の方法で見守り
 - ・出会ったときに声かけ
 - ・生活の様子に気を配る（郵便受けやカーテンの開け閉め 等）
 - ・ふれあい・いきいきサロン等の集まりで安否の確認
- など、それぞれの地域や対象者の実情に応じた活動

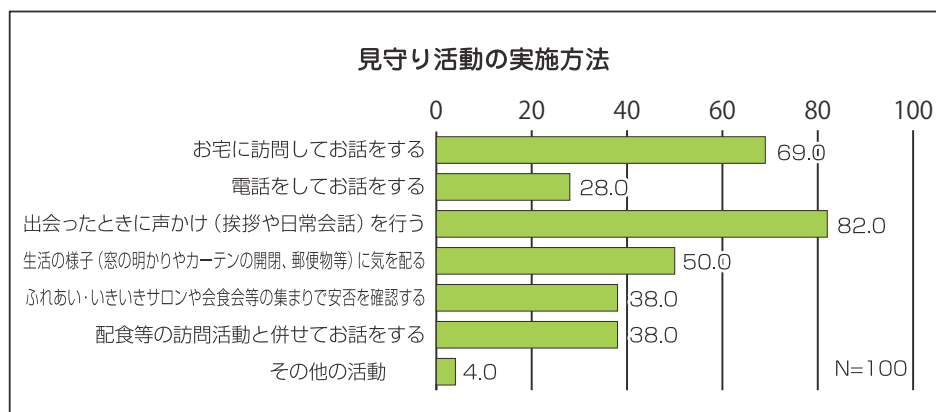


見守り活動の実態 あれこれ

☆福祉員は、どのような方法で、見守り活動を行っているの？

実際にどのような方法で見守りを行っているかについて確認したところ、「出会ったときに声かけ（挨拶や日常会話）を行う」が8割超（82.0%）で最も多く、次いで「お宅に訪問してお話をする」（69.0%）、「生活の様子（窓の明かりやカーテンの開閉、郵便物等）に気を配る」（50.0%）などが多く、これらの方法は、活動しやすい方法であると考えられます。

ふれあい・いきいきサロン活動や会食などの機会を捉えて行う活動は、見守り活動としてはあまり意識されていないことをうかがわせています。しかし、厚みのある見守り活動を実現するためには、多様な機会を見守り活動として位置付けていくことも、さらに考えていくことが必要です。



出所：山口県社会福祉協議会,2012,『山口県内見守り活動に関する実態調査』

★活動をどのように行っていったら良いかお悩みの方は・・・

⇒ 「2-2 見守り活動を進める工夫」(P21)

⇒ 「2-4 見守り活動を通じた緊急時の体制づくりを進める手法」(P29)

を参照してください。

1-4 見守り活動の担い手

□活動をはじめる前に、チェックしてみましょう

点 検 項 目	現状を記入	○×
○地域の中で、見守り活動を行っているメンバーの顔や名前を知っていますか。		
○地域の中で、見守り活動を行っているメンバーが情報を交換しあう機会がありますか。		
○様々な世代が、見守り活動に参加していますか。		

見守り活動は、「民生委員・児童委員」、「福祉員」、「友愛訪問員」、「自治会長」などの地域福祉活動関係者や、地域住民の参加により支えられています。とりわけ、「民生委員・児童委員」は、見守りを必要とする人の状況をみながら、社会福祉協議会や行政等の関係機関やサービスにつなぐなど、見守り活動のキーパーソンとして、活動の中核を担っている場合が多いようです。

また、見守りを必要とする人も、お互いに見守り合うといった形で、活動の担い手の一員としての役割を担っている場合も少なくありません。このように、地域の中で自分の役割をもつことは、たとえ支援が必要な状況であっても、地域の一員であるという実感が得られ、お互いの存在を認め合うことにつながっていきます。

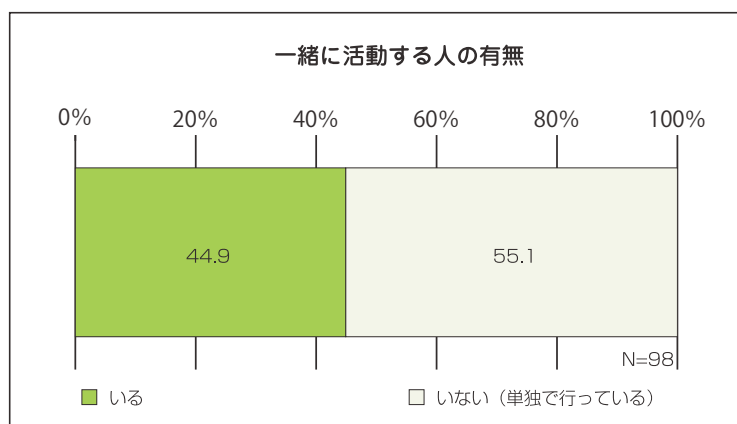
今後は、地域社会の中で見守り活動を必要とする人々がますます増加すると予測されます。担い手を限定することなく、お互いに「あいさつ」や「声かけ」などの意義を確認し、普段の「あいさつ」を福祉的な営みとして意識していくことで、幅広い参加による活動へと広がっていきます。



見守り活動の実態 あれこれ

☆福祉員が、見守り活動を行うときに一緒に活動している人はいる？

見守り活動を「単独で行っている」とした福祉員が半数をやや上回りました（55.1%）。単独で活動する場合、何か問題が起こった際に戸惑う場合もあるのではないのでしょうか。単独で活動する場合であっても、民生委員・児童委員や地区社会福祉協議会などの関係者との情報交換を普段の活動のなかで行う仕組みを持つことが必要です。なお、こうした状況について、福祉員の経験年数別、居住地の地域特性別の差異は認められませんでした。

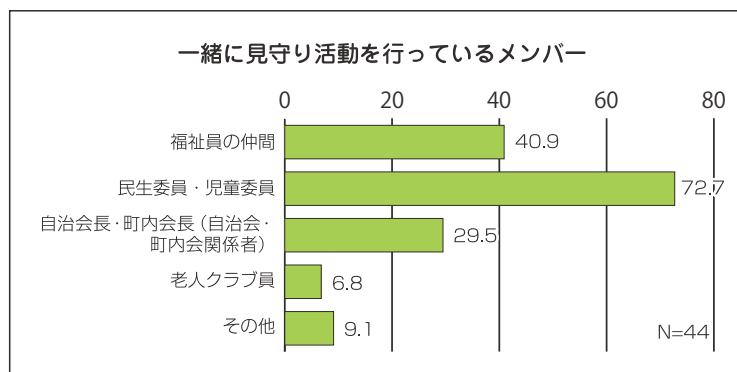


出所：山口県社会福祉協議会, 2012, 『山口県内見守り活動に関する実態調査』

☆福祉員が、一緒に見守り活動を行うメンバーは？

見守り活動を一緒に行っているメンバーとしては、「民生委員・児童委員」が7割超（72.7%）で最も多く、次いで「福祉員の仲間」（40.9%）、「自治会長・町内会長（自治会・町内会関係者）」（29.5%）という結果でした。

新たに気がかりな人を見つけた場合に、民生委員・児童委員に相談する人の割合が7割に迫っていましたが（P 8）、ここでも、民生委員・児童委員の存在感の大きさが際立つ結果でした。



出所：山口県社会福祉協議会, 2012, 『山口県内見守り活動に関する実態調査』

★活動者間の連携を深めるためにどのような取組があるかお悩みの方は・・・

⇒ 「2-3 見守り活動を充実していくための手法」(P25) を参照してください。

1-5 見守り活動の留意点

□活動をはじめる前に、チェックしてみましょう！

点 検 項 目	現状を記入	○×
○活動で知りえた情報を漏らさないよう対象者のプライバシーに配慮していますか。		
○活動の中で気がかりなことがあれば、民生委員・児童委員や社会福祉協議会等、適切な人や機関に情報をつなぐようにしていますか。		
○本人や家族の意向に沿った活動方法で見守り活動を行うようにしていますか。		

見守り活動を進めていく上での留意点として、活動対象者のプライバシーに配慮することが最も大切です。住民同士が支え合って生活していこうという活動であるからこそ、対象者との信頼関係を損なうことがないように、個人情報の管理など、プライバシーに配慮して進めましょう。

また、信頼関係ができてくるからこそ生じる問題もあります。買い物の代行や預貯金の払出し、送迎など負担となることを依頼された場合は、一人で悩まずに民生委員・児童委員や社会福祉協議会等に相談してみましょう。

トピックス

個人情報を適切に取り扱うことで、お互いの信頼関係が育まれます！

- ・活動をする前に、個人情報を取り扱うルールを確認しあい、お互いのプライバシーを尊重した活動を心がけるために、個人情報の取扱いのルールを確認しましょう。下記の指針で学ぶことができます。

※「個人情報取扱いの指針」

- ・個人情報を取り扱う時の原則（「本人同意」や「利用目的をはっきりする」等）や個人情報に関するQ & Aを掲載した冊子です。



『地域福祉活動関係者の個人情報共有化に関する取扱いの指針』

(この冊子は、山口県社会福祉協議会 HP :「資料・報告書等」からも入手できます)

<http://www.yamaguchikensyakyō.jp/sys/pdf/index.php>



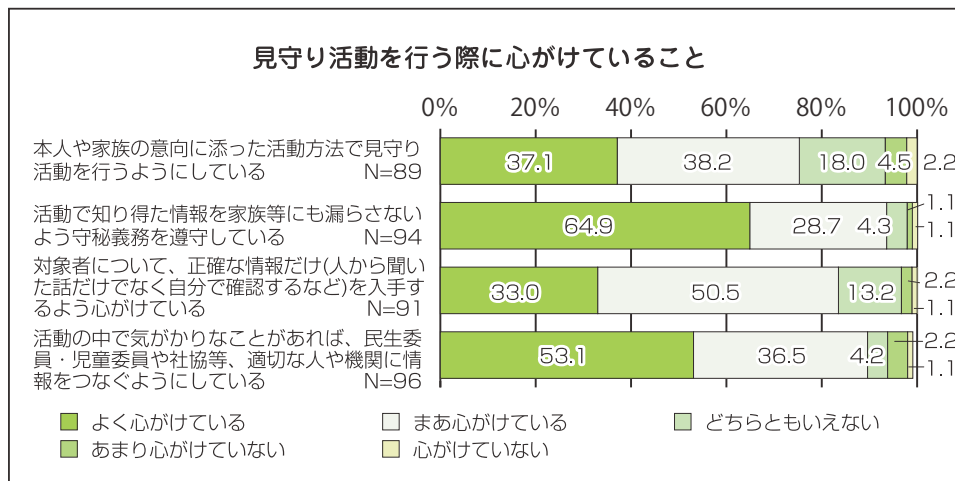
見守り活動の実態 あれこれ

☆福祉員が、見守り活動を行うときに心がけていることは？

ほとんどの福祉員が、見守り活動を行う際には、「活動で知り得た情報を家族等にも漏らさないよう守秘義務を遵守している」（「よく心がけている」と「まあ心がけている」の合計 93.6%）、また「活動の中で気がかりなことがあれば、民生委員・児童委員や社会福祉協議会等、適切な人や機関に情報をつなぐようにしている」（同 89.6%）ことを心がけていることがわかりました。

これに対して、見守り活動のなかで福祉員自身の判断が求められるような取組である「本人や家族の意向に添った活動方法で見守り活動を行うようにしている」、「対象者について、正確な情報だけ（人から聞いた話だけでなく自分で確認するなど）を入手するよう心がけている」では、「よく心がけている」の割合が比較的小さくなっており、十分に心がけられていないとする者の割合が高くなっています（「あまり心がけていない」と「心がけていない」の合計、前者が 22.5%、後者が 15.4%）。

このことは、福祉員が見守り活動に取り組むなかで、果たしてこの活動が対象者に受け入れられているのかどうか自信を持てずにいること、また、対象者の情報が正確かどうかをどのように判断すれば良いのか迷っていることなどを示していると思われる。こうした福祉員の「不安」に応えるための支援のあり方が、検討される必要があります。



出所：山口県社会福祉協議会,2012,『山口県内見守り活動に関する実態調査』

★活動者間の連携を深めるためにどのような取組があるかお悩みの方は・・・

⇒「2-3 見守り活動を充実していくための手法」(P25)を参照してください。

第2章 見守り活動を地域で広げていくためのポイント（事例紹介）

2-1 見守り活動の対象者を把握する手法(見守りを必要とする人の把握方法)

見守り活動の対象者（見守りを必要とする人）の把握は、毎年実施している「高齢者保健福祉実態調査」や「ふれあいのネットワークづくり運動調査」を活用し進めると、対象者を把握し見直す仕組みになります。

見守り活動を必要とする人の状況は様々です。対象者の状況をしっかりと把握し、「随時見守りを必要とする人」、「気に留める必要がある人」なのか、活動の頻度や関わりを検討することでも大切です。

特に、「随時見守りを必要とする人」については、本人の状況を確認しながら、活動の方法等を本人と一緒に考えていくことが望ましい活動の姿です。

このようなことから、対象者を把握し活動を開始するにあたっては、民生委員・児童委員の定例会や福祉員の連絡会議など担い手が集まり、対象者の状況を報告しながら進めている地域もあります。

こうした対象者の把握、活動方法の検討、見守り活動へというプロセスを仕組みとしてもち、活動を進めている地域の1つとして、山口市社会福祉協議会阿知須支部の取組があります。

=見守り対象者の把握と選定、活動までの流れ(山口市社会福祉協議会阿知須支部)=

山口市社会福祉協議会阿知須支部では、毎年、民生委員・児童委員が実施する「高齢者保健福祉実態調査」及び「ふれあいのネットワークづくり運動調査」（対象者の全戸訪問調査）を基に、その年に行う友愛訪問（見守り活動）の対象者を選定しています。

対象者への調査から選定、活動までの大まかな流れは下記のとおりです。

《対象者の把握から選定、活動までの流れ》

「高齢者実態調査」及び「ふれあいのネットワークづくり運動調査」の実施（全戸訪問）

※本人が見守りを希望されるかの意向確認 **〈民生委員・児童委員〉**

↓
対象者の選定（各地区での話し合い） **〈民生委員・児童委員、福祉員、自治会、婦人会等〉**

↓
「友愛訪問（見守り活動）」が本格的にスタート

※各地区で、個別情報交換会等を実施し、対象者の状況や地域の中で気になる方の情報共有等を行いながら進める。

このように毎年実施される調査を活用し、見守り活動の対象者の把握と選定を定期的に行うしくみを作っていることから、支援を必要とする方を地域の見守り活動という支え合いの輪にスムーズにつなげていくことができます。

こうした丁寧な訪問活動により、見守り活動へと結びつく事例は少なくありません。次に紹介する事例は、民生委員・児童委員の訪問活動が、地域の見守り活動に結びついた事例です。

妻に先立たれ閉じこもりがちになった男性の場合・・・

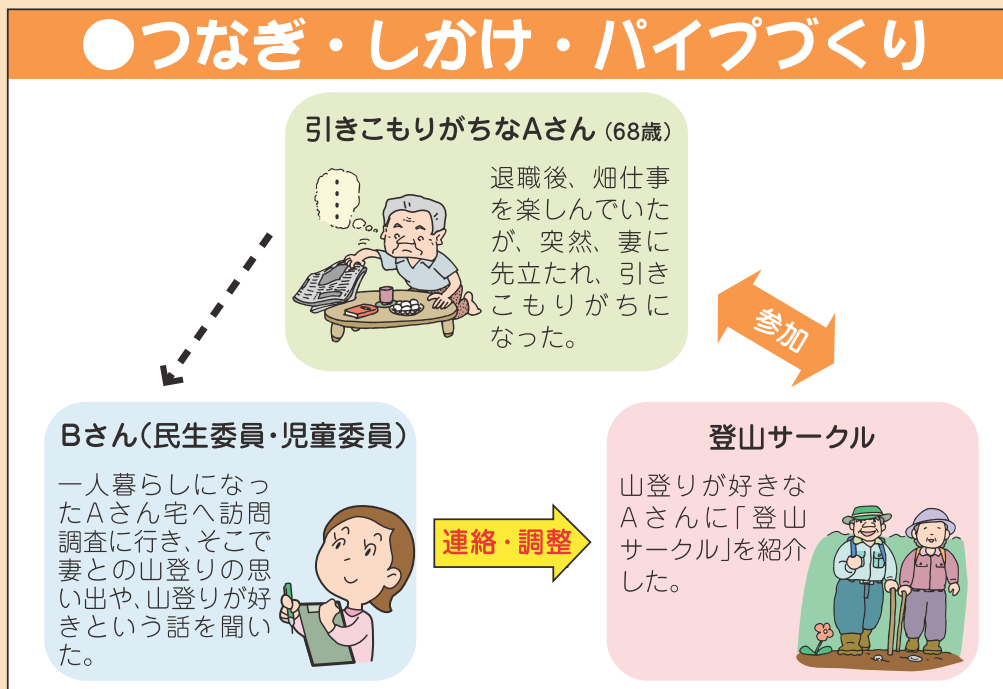
Aさん68歳男性は、退職後、妻と二人暮らしで、家の畑仕事をしながら老後生活を楽しんでいました。突然、妻が病気で亡くなり、二人で耕してきた畑仕事にも無関心となり、家で引きこもりがちな生活が始まりました。子どもたちもそんな父親の姿を心配し、「一緒に暮らさないか」と誘いましたが、「妻と二人で暮らした家を離れる気はない」と一人寂しく生活をしていました。

Aさんの地区担当の民生委員・児童委員であるBさんは、妻が亡くなり一人暮らしになったことから、Aさん宅に訪問調査で伺い、はじめて、Aさんのこうした暮らしぶりや気持ちを聞くことになりました。

Aさんは、妻を亡くされたものの、体は健康で日常生活を送られていたために、見守り活動の対象からは外れていました。しかし、B民生委員・児童委員は、Aさんの話から、人との交流を求めていると感じ、Aさん宅の近くを通りかかったときには、声かけを行うようになりました。

色々な話をAさんとする中で、Aさんは山登りが好きであること。妻との山登りの思い出を大切にされていることなどをお聞きし、登山サークルの仲間につなげることができました。

登山サークルの活動に参加するようになってから、家のまわりの畑もきれいになり、畑でできた野菜のおすそ分けなど、近隣との交流も再開されはじめています。



こうした事例は、高齢者だけに限ったことではなく、子育てに不安を感じつつ誰にも相談できない母親や家族で介護している世帯など、地域とのつながりが弱い人々にとって参考となる事例です。

見守り活動の対象者を把握する方法は様々です。

下記の例のように、調査活動の他にも、「日常の何気ない会話の中から」変化やSOSをキャッチすることや地域で開催されている「ふれあい・いきいきサロン活動」なども、気になる人の生活変化に気づく大切な機会です。

対象者の把握の例

- ・ 高齢者実態調査、・ふれあいのネットワークづくり運動の調査 等
- ・ 日常の何気ない会話の中から
- ・ ふれあい・いきいきサロン活動等
- ・ 民生委員・児童委員の定例会や福祉員連絡会議 等
- ・ 介護予防検討会等関係機関との連絡会議
- ・ 心配ごと相談の場面 等

高齢者保健福祉実態調査とは・・・

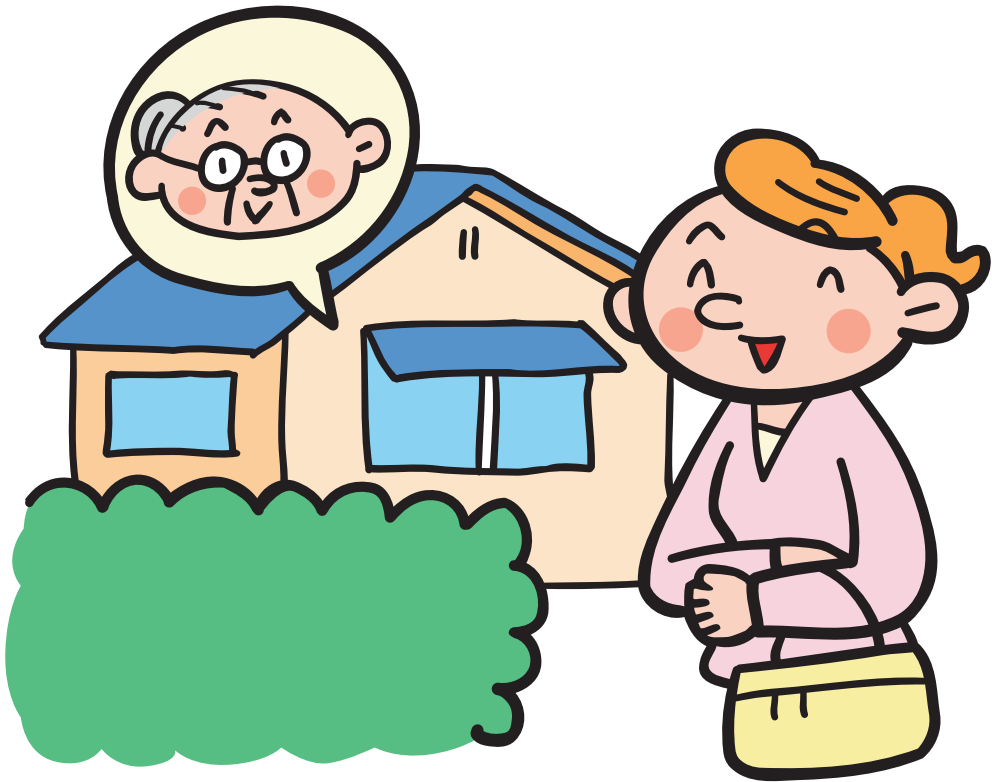
高齢者の生活実態等を調査し、その状況を把握するとともに、保健福祉サービスに対するニーズ等を把握・分析することにより、現状のサービス効果測定・評価を行い、もって高齢者保健福祉施策推進のための基礎資料とすることを目的として、山口県が実施している調査です。

調査対象は、「ひとり暮らし高齢者」、「在宅寝たきり高齢者」、「75歳以上高齢者ふたり暮らし世帯」で、民生委員が調査対象世帯を訪問し面接方式で毎年実施されています。

ふれあいのネットワークづくり運動とは・・・

民生委員・児童委員と社会福祉協議会との協働により、担当地区内で支援を必要とする個人あるいは世帯に対して見守り、支援を行うため、親族や近隣住民、地域の関係者の参加のもとにネットワークづくりをすすめ、地域での支援体制の確立を図ることを目的として実施されている活動です。

この運動は、近隣住民や関係者の参加を得て進めるため、「ネットワークづくりの年間計画の作成」→「個々のネットワークの構成、活動内容にかかる話し合い」→「ネットワークの立ち上げ、活動開始」→「結果のまとめ」のプロセスを大切にしながら年間（毎年4月1日より翌年3月31日まで）を通じて活動を行っています。



2-2 見守り活動を進める工夫

「あいさつ」や「声かけ」、「生活の様子を気にかける」、「定期的な訪問活動」や「電話による安否確認」といった見守り活動を進めていくために、県内の各地域では、様々な機会を活用しながら活動が展開されています。

見守り活動は、住民同士の支え合いを基盤にした活動であることから、日常生活の中で自然な形で見守りができる、自分たちにとって実施しやすい（無理なく継続していける）、対象者の状況や意向に添っているか等を、地域で考え実施することがポイントです。

こうした活動のポイントをふまえ活動を進めている地域に、山陽小野田市出合地区社会福祉協議会や平生町大野地区社会福祉協議会、美祢市美東町輪づくり運動推進会議の取組があります。

＝広報誌等の配布物を通じた訪問活動(山陽小野田市出合地区社会福祉協議会)＝

山陽小野田市出合地区社会福祉協議会では、地区社会福祉協議会からの広報・お知らせ等の配付物やふれあい給食の宅配について、一人暮らしの高齢者のところには福祉員が手渡しで届けるように心がけています。さらに、地域での集金時、市報配布時（月2回）などで訪問する場合には、見守りの対象者にはできるだけ本人に手渡しすることを活動者をお願いしています。

こうした取組を行うようになったのは、以前、電話で安否確認をした際に、高齢者等の場合はなかなか電話口に出られる事も少なく、また、直接顔を合わせなければ声だけではお元気かどうかの判断ができないと感じたことからです。

地域で見守り活動を進めていく際に、見守り活動をしているからといって、特別な理由もなく訪問することが難しいケースがあっても、訪問のきっかけがあれば、顔を合わせ、その方の様子を直接感じることができます。

＝給食サービスを通じた訪問活動(平生町大野地区社会福祉協議会)＝

平生町大野地区社会福祉協議会では、月に1回、70歳以上のひとり暮らし高齢者を対象とした給食サービスを行っています。毎回約55食の弁当を「みやま会」という地域のボランティアグループが作り、民生委員・児童委員やふれあい推進員が自分の担当地区の方へ1人ずつ手渡しで届ける訪問活動を行っています。

手渡しをして顔を合わせ会話することで、その方の近況がよくわかり、また変化などにも気付くことができます。また、その時に気になった方には、再訪し、状況によっては町社会福祉協議会等に連絡を入れるという流れが定着しています。

さらに、弁当の表紙を保育園児に作成してもらったり、対象者の誕生日には絵手紙とお菓子も添えるなど、地域のつながりや交流を意識した活動になっています。



＝ふれあい・いきいきサロン活動を通じた安否確認 (美東町福祉の輪づくり運動推進協議会)＝

美祢市美東町福祉の輪づくり運動推進協議会では、月に1回程度、「ふれあい・いきいきサロン」を開催提唱しています。

ふれあい・いきいきサロンは、特別な活動をするという訳ではなく、会話をすることで参加者同士がコミュニケーションをとったり、それぞれの近況を把握したりすることができます。

ふれあい・いきいきサロンに参加しているかどうかだけでも、個々人の変化を捉えることもできる貴重な安否確認の機会です。

体調が悪くなるなど、ふれあい・いきいきサロンに参加できなくなった人には、サロンの際に作った弁当等を持って訪問し、ゆっくり30分程度、お話をして帰るなど、地域とのつながりを維持する活動の一つになっています。



ここで紹介した事例では、通常の見守り活動に併せ、訪問するきっかけとして、既存の事業や活動（広報誌、集金、給食会等）を活用している点、また、活動を行う訪問者が、「見守り、安否の確認」を意識して配食を実施できている点、さらには、気がかりな方への細やかな対応（再訪や社会福祉協議会への連絡）が実施できている点など、さまざまな工夫や配慮が活動に盛り込まれています。

また、住民同士のつながりの場（ふれあい・いきいきサロン）に参加できなくなった対象者に、つながりを維持する取組として、個別訪問が組み込まれている点は、これから後期高齢者が増加していくことを考えるととても大切な視点です。

また、次に紹介する事例のように、地域の見守りだけでは、生活を支えることが難しくなっている事例も増えつつあります。住民だけで支えるということではなく、他のサービスとのつながりの中で、住民同士の助け合いの活動を位置づけていくことで、受け手にとっても地域とのつながりを実感でき、豊かな地域生活の実現につながります。

在宅生活を希望した 96 歳の女性の場合・・・

A さん 96 歳女性は、A さんが 70 歳のときに夫が他界。子どもは 2 人いますが、いずれも県外に居住。一人暮らしになったときに、有料老人ホームに入居しましたが、集団生活のわずらわしさから退去し、現在は、マンションで一人暮らしをしています。

2 年前に転倒により、歩行が困難となり、現在は、マンションの居室を歩行器でかろうじて移動できる状態で、自立生活が難しい状況ですが、過去の集団生活での辛い経験から、なるべく最後まで在宅で生活することを希望しています。

しかし、高齢になってからマンションに入居したこともあり、近隣との付き合いはありません。本人の希望どおりの生活を維持するために何か方法はないかと、介護保険事業所ケアマネジャーから社会福祉協議会へ相談が入りました。

社会福祉協議会の職員が、A さん宅を訪問し、状況を確認すると、「訪問介護を利用し、何とか自宅での生活はできるが、ゆっくりと話を聞いてくれる人がいないのはさみしい」、「台風が来たときは、不安でたまらなかった」とのこと。

A さんが住んでいる地区では、一人暮らし高齢者を対象とした「友愛訪問活動」が実施されていますが、A さんがマンションに住んでいたこともあり、A さんの情報については、担当民生委員が把握し、時々訪問をする程度にとどまっていました。

早速、A さんと A さんの子どもたちに連絡をとり、A さんに対し、民生委員・児童委員や福祉員による友愛訪問活動の許可を得るなど、A さんとの関わりをつくり、また、社会福祉協議会で実施されていた契約型による訪問活動の事業を紹介し、ゆっくりとお話し相手ができるように契約による訪問活動を開始しました。

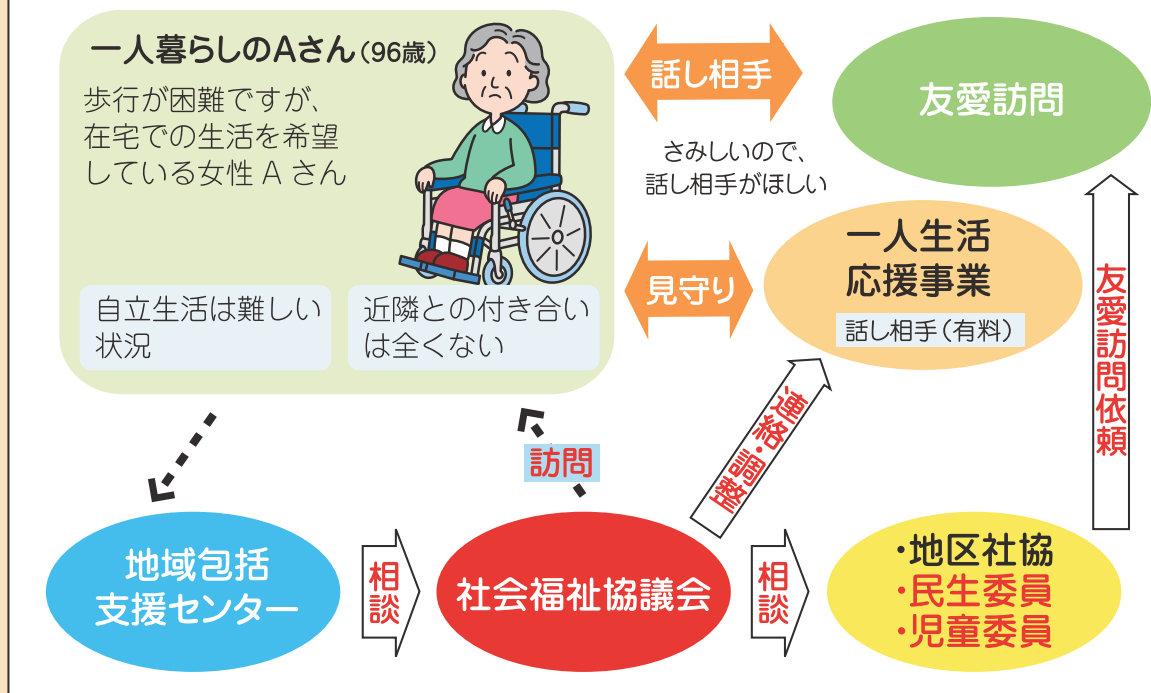
現在では、生活支援員が、同じマンションに住んでいたことから、訪問日以外でも、困ったときの良き相談相手になっています。

また、遠くに住む子どもたちも、A さんの見守りサービスが増えたことで安心につながっています。

《A さんの 1 週間のスケジュール》

	あさ	ひる	よる	備考	不定期
月	訪問介護	訪問介護			
火	訪問介護	訪問介護			
水	訪問介護	訪問介護		有償サービス ※契約型の訪問活動	友愛訪問活動 子どもたちの訪問
木	訪問介護	訪問介護			
金	訪問介護	訪問介護			
土	訪問介護	訪問介護			
日	訪問介護	訪問介護			

●つなぎ・しかけ・パイプづくり



こうした事例のように、「住み慣れた地域で 誰もが 安心して 心豊かに 暮らし続けることができる 地域づくり」を実現していくためには、福祉サービスの充実にあわせ、地域社会の課題解決やちょっとした手助けへの支援、住民相互のつながりづくりを進め、地域の中での支え合える仕組みづくりが強く求められています。

見守り活動だけでは、地域で住み続けることを実現する手段にはなりません。見守り活動の基本である、「あいさつ」や「声かけ」、「生活の様子を気にかける」、「定期的な訪問活動」や「電話による安否確認」といった活動をより自然な形で、日常生活の中に根付かせていくための工夫を行うことで、継続的な見守り活動が展開できます。

また、見守り活動を地域で展開していく上で何よりも大切なのは、近所同士が地域で支えあって暮らしていこうという気持ちをもつ住民がふえていくことです。そのためには、こうした活動が地域住民の目にとまり関心をもっていただくことが大切です。

見守り活動を進める工夫の例

- ・ 広報紙の手渡しや集金
- ・ 弁当の配布
- ・ ふれあい・いきいきサロンの実施
- ・ 移送サービスを通じた安否確認
- ・ 子どもたちの地域の高齢者への訪問活動
- ・ 新聞配達や郵便配達員、水道検針員等の民間事業者との連携

2-3 見守り活動を充実していくための手法

見守り活動は、地域で暮らす民生委員・児童委員や福祉員、自治会関係者や地域住民が、地域住民の一員として活動に参加し進められています。このような活動者は、見守り活動に限らずさまざまな活動の担い手でも多く、無理なく継続的に活動できる仕組みをつくるのが、見守り活動の目的である共に支え合って暮らし続ける地域づくりを進める上でとても大切です。

例えば、「誰を活動の対象者とするか」、「どのように活動をおこなっていくか」、「気にかかるが見守りを拒否する人をどう支えるか」等、定期的に話し合う仕組みを地域の中で、定期的に持つことで、活動者が一人だけで悩まずに安心して活動することができます。

こうした活動者が集う場、検討する場を定期的に持ちながら、活動を進めている地域の1つに、山陽小野田市出合地区社会福祉協議会や山口市社会福祉協議会阿知須支部の取組があります。

＝“話し合いの場”づくり(山陽小野田市出合地区社会福祉協議会)＝

山陽小野田市出合地区社会福祉協議会では、民生委員・児童委員、福祉員、自治会長の三者が一堂に集い、見守り活動の対象者について情報交換を行う「三者交流会」を市社会福祉協議会と共催して年1回実施しています(市内の他地区でも開催)。また、同じく三者と地区社会福祉協議会役員で協議するための「地区懇談会」を、地区をさらにきめ細かく3つのブロックに分けて毎年開催しています。



特に「三者交流会」については、民生委員・児童委員の各担当地区でグループとなることから、各活動者の顔合わせの場になっています。また、これらの会合を持つことで、見守り対象者の情報交換に限らず、自治会内での問題を話し合う機会にもなっています。

＝ケアグループローテーション表の活用(山口市社会福祉協議会阿知須支部)＝

山口市社会福祉協議会阿知須支部では、「ケアグループ・ローテーション表」を活用し、365日切れ目ない見守り活動を実施しています。

「ケアグループ・ローテーション」とは、3日間ごとに区切って、1人の担当者が訪問し、次の3日間は別の担当者が見守り活動を行うといった活動日と担当者を記載した表のことで、この表を作成する民生委員・児童委員は、訪問間隔が開きすぎたりしないよう、なるべく3日間の「なか日」に訪問するなどの配慮を呼びかけながら、活動者間の調整を行っています。

また、月に1度、活動者と定例会を開き、その場で翌月のローテーション表を配布するなかで、対象者の状況等をメンバー間で共有するなどし、小地域ならではのきめ細かな見守りの仕組みができています。

～ケアグループ・ローテーション表(友愛訪問表)～

平成15年 4月 ⑦給食サービス ①ホームヘルプサービス ③ディサービス

民生委員は 町知 65-0000
*地区名(△△△) *利用者氏名(丸山 子) TEL(65-XXXX)

日	月	火	水	木	金	土
	健康状況	1 A B C	2 A B C	3 A B C	4 A B C	5 A B C
	訪問サービス	⑦ ①	①	③	⑦	①
6	A B C	7 A B C	8 A B C	9 A B C	10 A B C	11 A B C
	訪問サービス	⑦	①	③	⑦	①
13	A B C	14 A B C	15 A B C	16 A B C	17 A B C	18 A B C
	訪問サービス	⑦	①	③	⑦	①
20	A B C	21 A B C	22 A B C	23 A B C	24 A B C	25 A B C
	訪問サービス	⑦	①	③	⑦	①
27	A B C	28 A B C	29 A B C	30 A B C	31 A B C	
	訪問サービス	⑦	①	③	⑦	

⑥移送サービス

民生委員 阿久知
福祉員 町田
区長 丸山
老人クラブ 谷
婦人会 JA
協力機関 丸山(知人)

訪問協力員 隣近所・知人

※健康状況
A:元気 B:体調不良 C:要支援状況

気付き及び連絡事項

※健康状況 A(元気) B(体調不良) C(要支援状況)
A(元気)とは、慢性疾患はあるが、心身状況に特別な問題が見られないこと。
※慢性疾患(高血圧症、脳梗塞、糖尿病、腰痛、関節痛など)
B:
C:
例: サ
*Reason of C:
① 元気がない ②気分がすくれない ③食欲がない
④寝れない ⑤熱がある ⑥咳や痰が出る ⑦頭が痛い
⑧胸や腹が痛い ⑨下痢や便秘をしている
⑩動悸や息切れがする ⑪体がかゆい
⑫手足や腰が痛い等

こうした事例のように、活動者が集う場を定期的に持つことで、地域内で見守りを行う活動者間(民生委員・児童委員、福祉員、自治会長等)が、お互いに顔のわかる関係づくりが進むとともに、見守り活動における役割分担が明確となります。また、定期的に集うことで、活動者間の信頼関係が深まっていきます。

話合いの場の持ち方や連携するための方法は様々です。県内では、下記のように工夫をしながら取り組まれています。

活動者間の情報共有、学習会等の取組の例

- ・ 活動者間での定例会
- ・ 訪問員集会の開催
- ・ 福祉員の集いの開催
- ・ 三者（民生委員・児童委員、福祉員、自治会長）交流会の開催
- ・ 地区懇談会の開催 等

活動記録等を用いた情報整理、共有の取組例

- ・ ケアグループ・ローテーション表(訪問日と訪問担当者の確認及び活動状況の記録)の作成
- ・ 訪問記録票の作成
- ・ 対象者ごとのファイルづくり
- ・ 引継ぎシート（ファイル）の作成 等



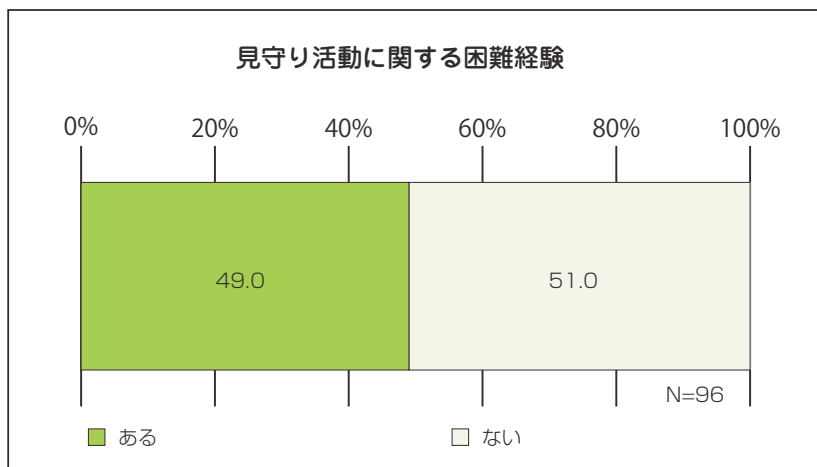


見守り活動の実態 あれこれ

☆福祉員が見守り活動を行う上で、困ったことはある？

見守り活動のなかで困難を感じた経験があるかどうかを確認したところ、「ある」(49.0%)、「ない」(51.0%)それぞれがほぼ半数でした。

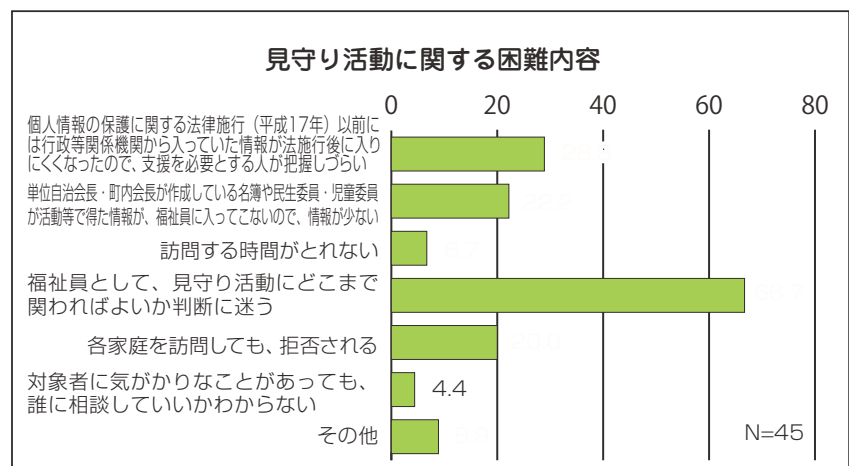
困難な状況を経験した福祉員が約半数存在していますが、困難経験の有無と、居住地の地域特性、福祉員活動経験年数との間には差異は認められませんでした。



出所：山口県社会福祉協議会,2012,『山口県内見守り活動に関する実態調査』

☆困ったと感じた内容はどのようなこと？

見守り活動のなかで困難を感じたことのある福祉員の3分の2が「福祉員として、見守り活動にどこまで関わればよいか判断に迷う」(66.7%)と回答しています。その他、「個人情報の保護に関する法律施行(平成17年)以前には行政等関係機関から入っていた情報が法施行後に入りにくくなったので、支援を必要とする人が把握しづらい」(28.9%)、「単位自治会長・町内会長が作成している名簿や民生委員・児童委員が活動等で得た情報が福祉員に入っていないので情報が少ない」(22.2%)、「各家庭を訪問しても拒否される」(20.0%)なども続いています。多くの福祉員が、福祉員としての見守り活動でどこまで関わるのか戸惑っているという実態が示されています。



出所：山口県社会福祉協議会,2012,『山口県内見守り活動に関する実態調査』

2-4 見守り活動を通じた緊急時の体制づくりを進める手法

見守り活動で訪問すると「自宅で倒れていたのを発見した」、「具合が悪くなった対象者に付き添い病院に行った」等、活動者が、緊急事態に遭遇する事例が増えています。また、大雨災害や地震等を見据え、災害時にどう地域で支え合うかという体制づくりの必要性も高まっています。

もちろん、こうした対応については、住民の支え合い活動だけでなく、社会福祉協議会や行政と一緒に取組が必要ですが、住民だからできる取組を始めている地域も少なくありません。

ここでは、見守り活動を通じて緊急時の体制づくりを進めている地域の1つとして、美祢市美東町福祉の輪づくり運動、周防大島町屋代地区社会福祉協議会の事例を紹介します。

＝要援護者マップづくり（美祢市美東町福祉の輪づくり運動推進協議会）＝

美祢市美東町福祉の輪づくり運動推進協議会では、「美祢市要援護者マップ」を作成し、民生委員・児童委員と市社会福祉協議会、行政の三者で管理しています。

要援護者マップには、独居高齢者、二人暮らし高齢者、寝たきり高齢者、障がい者、疾病者、母子・父子家庭、危険場所、災害時の避難場所などを住宅地図に直接記入しています。こうした情報を記入することで、見守りする場所を再確認することにもつながっています。

また、日頃の活動で得た情報は、月に1回民生委員・児童委員が更新していますが、こうした更新情報を社会福祉協議会や行政と共有するために、現在行政が開発を進めている地図上に名簿情報を加味したソフトを活用するなどし、スムーズな情報共有を図る仕組みづくりを進めています。

マップづくりを通じて、見守りを必要としている方々に、幾重ものセーフティネットを張り巡らせ、緊急時においても対応できる地域での見守り体制を進めている取組の一つです。

＝緊急連絡カードの配付、作成（周防大島町屋代地区社会福祉協議会）＝

周防大島町屋代地区社会福祉協議会では、65歳以上の一人暮らし及び70歳以上の2人暮らしの人を対象に、プラスチックケースの中に入った「緊急連絡カード」を配布。緊急連絡カードには緊急時の連絡先、服用している薬などの情報を記入してもらい、冷蔵庫に常時入れてもらうようにしています（日中独居、本人が欲しいと希望した場合など民生委員の判断で対象外の方にも配布）。この「緊急連絡カード」を備えることにより、救急要請をする時、情報提供がスムーズに行われ、少しでも適切な処置が取れ、地域で安心して生活ができる一つのツールとなっています。

「緊急連絡カード」を配ったことをきっかけに、「その後どうですか？記載内容に変更ないですか？」と対象者と会った時に聞いてみるなど、安否を確認するきっかけにもつながっています。見守り訪問は断る人であっても、「緊急連絡カード」には関心を寄せられる人もおり、ゆるやかな見守りにつながっています。

また、「緊急連絡カード」は、福祉員や自治会長、消防団員等の地域の活動関係者にも広く説明していることから、「緊急連絡カード」を媒体にし、みんなで見守り合いましょうというアピールになっています。

毎年の高齢者実態調査で「緊急連絡カード」の対象者のリストを出すことになっており、民生委員・児童委員と友愛訪問員の間でまだ配っていない人をピックアップし、定期的な見守り対象者の確認、選定ができるしくみになっています。



こうした事例のように、見守りに必要な情報を、地域（民生委員・児童委員）、社会福祉協議会、行政で共有できている点や共有している情報の更新が仕組みとして担保されているなど、平常時からの取組が、緊急時にスムーズに連携できる体制の基盤となります。

さらに、緊急連絡カードを活用する地域関係者（民生委員・児童委員、自治会、消防団等）が、こうした活動を理解している点は、地域での見守り体制を強化することにつながります。

緊急事態に備えた下記のような取組は、県内各地で実施されています。大切なことは、こうした取組が継続的に実施されることです。

情報の更新、取組の共有が、地域の中で定着していくように、平素の活動の中に取り込んでいくことが大切です。

緊急事態に備えた取組例

- ・ 支え合いマップの作成
- ・ 緊急連絡票の作成
- ・ 安心カードの配付、作成
- ・ 災害時を想定した避難訓練等

見守り活動検討会の協議経過等について



日 時	協 議 事 項
【第1回】 平成23年 7月26日(火) 13:30～16:00	(1)検討会の目的及び運営について (2)各市町における見守り活動の状況について (3)見守り活動についての調査項目について
【第2回】 平成23年 9月6日(金) 13:30～16:30	(1)事例報告「安心生活創造事業を通じた見守り活動事例について」 (2)山口県における見守り活動の定義整理について (3)見守り活動についての調査項目について
【第3回】 平成24年 1月16日(月) 13:30～16:30	(1)見守り活動実態調査結果の概要について ¹⁾ (2)地区社協聞き取り調査結果の概要について (3)「見守り活動の指針」(案)について (4)その他 要支援者等ネット管理ソフト(仮称)の進捗状況の報告について
【第4回】 平成24年 3月6日(火) 10:00～12:00	(1)「見守り活動の指針」(案)について (2)別冊「見守り活動の実態調査」報告書(案)について (3)来年度の取組について(冊子の普及啓発等)

1) 調査結果の詳細については、山口県社会福祉協議会,2012,『山口県内見守り活動に関する実態調査』をご覧ください。なお、調査結果の一部は、本冊子「ちょっと一息 見守り活動の実態あれこれ」で紹介しています。



見守り活動検討会議の様子



見守り活動検討会 委員名簿



自 平成 23 年 7 月 20 日
至 平成 24 年 3 月 31 日

	氏名	所属	役職名
委員長	高野和良	九州大学大学院人間環境学研究院	准教授
委員	坂本俊彦	山口県立大学附属地域共生センター	准教授
委員	山本千代	社会福祉法人 山口市社会福祉協議会 阿知須支部	主事
委員	羽根一孝	社会福祉法人 美祢市社会福祉協議会	地域福祉係係長
委員	光永仁	社会福祉法人 山陽小野田市社会福祉協議会	市民福祉課課長補佐
委員	杉原政志	社会福祉法人 周防大島町社会福祉協議会 大島地域福祉活動センター	福祉活動専門員
委員	石田沙織	社会福祉法人 平生町社会福祉協議会	地域福祉課職員
委員	佐田邦男	山口県健康福祉部厚政課	調整監
委員	澤村有利生	社会福祉法人 山口県社会福祉協議会	事務局次長

(所属及び役職は、平成 24 年 3 月時点で掲載)

《第 2 回：事例報告者》

- 社会福祉法人 長門市社会福祉協議会油谷支部安心生活創造事業担当 山本 美穂 氏
- 社会福祉法人 周南市社会福祉協議会安心生活コーディネーター 福田 真弓 氏

《オブザーバー》

- 山口県健康福祉部厚政課 主任主事 黒坂 智康
- 社会福祉法人 岩国市社会福祉協議会 地域福祉課長 中村 克敏
- 山口県立大学附属地域共生センター 大河原 修

《事務局》

- 社会福祉法人 山口県社会福祉協議会地域福祉部 部長 高木 和男
- // 副部長 中屋 文男
- // 地域福祉班・ボランティアセンター 主査 大倉 福恵
- // // 主任 伊南 早織
- // // 主事 福田 惇一
- // // 主事 刀禰田 ゆり江



発行：平成24年3月
発行者：社会福祉法人 山口県社会福祉協議会
〒753-0072
山口県山口市大手町9-6
TEL (083) 924-2828
FAX (083) 924-2847
印刷：株式会社 マルニ



このパンフレットは、共同募金の配分金により作成したものです。